佐賀県 Tosu City
鳥栖市

鳥栖市投げ込み資料

報道機関各位

発信日	令和8年11月20日	**担当者名**	原　裕人
担当課	地域福祉課	**電話番号**	0942-85-3551

扶助費の費用返還決定通知等の不適切な事務処理について

事業内容	概要 　生活保護法第63条の規定に基づく費用返還決定の起案が、文書管理システムで起案作業中のままとなっており、返還請求が放置されていた状態となっておりました。 ※詳細は別紙に記載しております。

添付資料	内容を記載した別紙あり（２枚）

関連サイト	

扶助費の費用返還決定通知等の不適切な事務処理について

１　概要

令和８年９月から同年１０月にかけて行われた市定期監査において、監査委員から次の内容の指摘を受けました。

「令和７年度における生活保護法第６３条の規定に基づく費用返還決定の起案が、文書管理システムで「起案中」のままとなっており、通知書及び納付書の送付がなされておらず、費用返還に至っていない。」

２　経緯

被保護者が令和７年１月２０日に入院となったことで、令和７年２月分以降の生活保護費の基準額が減額変更となり、収入が基準額を上回ったため医療費の自己負担が発生することになりました。

ところが、市福祉事務所が医療機関へ送付する令和７年２月分の医療券に自己負担額２６，０２２円と記載すべきところを未記載のまま令和７年２月２１日に発送しておりました。

令和７年３月下旬ごろ、担当のケースワーカーが医療券に自己負担額を記載しておらず、市福祉事務所が被保護者の自己負担額を含めた医療費を医療機関に支払う形になることに気付いたため、令和７年５月、市福祉事務所でケース診断会議を開き、自己負担額相当分について生活保護法第６３条の規定に基づき返還請求を行うこととしました。

しかし、その後、組織的な業務の進捗管理ができておらず、起案作業中のまま返還請求が放置されていた状態となっておりました。

※ 医療券…被保護者が医療機関や薬局等を受診した際に福祉事務所が医療機関等向けに発行する書類で、自己負担額の記載があれば、医療機関等は当該自己負担額を本人に請求する。

３　対象者数

１名

４　返還請求額

２６，０２２円

５　発生原因

⑴自己負担額の医療券への記載漏れ

⑵業務進捗管理の不徹底

６　対応

令和８年１０月２３日にご遺族に連絡し、事情を説明したうえで謝罪し、返還請求があることを伝え事務処理を進めています。

※当該被保護者は、令和７年３月８日に逝去

7　再発防止への取り組み

・原因⑴…医療券の作成・発送事務において、作成者以外の係員が「自己負担額」をはじめとする記載事項を必ず照合・確認する二重チェックを徹底します。
また、保護費支給に関わるチェックマニュアルを作成し、周知徹底を行います。

・原因⑵…各担当者の業務進捗状況の把握の徹底を行うため、庁内事務システムのＴｏＤｏ機能を活用したタスク管理及び業務遂行の可視化を行い、あわせてミーティングにおいて状況確認を徹底します。

※ＴｏＤｏ機能…個人だけではなく、組織内でタスク等の管理を共有できる機能（期限設定やアラーム設定も可能）

＜問い合わせ先＞
地域福祉課　生活支援係　0942-85-3551